

# 届出行為一覽表

行為の種類	大規模行為の届出対象となる規模	景観形成地域において届出を要しない規模
建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更 (自己用1戸建て専用住宅及び農林水産業併用住宅を除く)	高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000㎡を超えるもの	建築物の新・増・改築、移転、撤去部分の床面積の合計が10㎡以下のもの(新・増・改築後に高さ5mを超えるものを除く) 設置期間が90日を超えない仮設のもの 建築物の改築で、外観の変更を伴わないもの 建築物の外観の変更で、変更の面積が10㎡以下のもの
工作物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更	高さ5mを超えるもの	高さが1.5m以下のもの
煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの (注1)	高さが5m以下のもの
観覧車、飛行塔、メリーゴ-ラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	注1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるもの	高さが5m以下で、かつ、築造面積が10㎡以下のもの
自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの (注2：注1に同じ)	高さが10m以下のもの
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ20mを超えるもの(支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが10mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの)	高さが5m以下で、かつ、表示面積の合計が10㎡以下のもの
広告板、広告塔、装飾塔等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの (注3：注1に同じ)	高さが10m以下の木竹の伐採 (伐採面積が300㎡を超えるものを除く) 農業又は林業を営むために行う木竹の伐採 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行われる木竹の伐採 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
屋外における物品の集積・貯蔵	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの	高さが1.5m以下で、かつ、集積又は貯蔵の用に供される土地の面積が100㎡以下のもの 集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの
鉱物の掘採、土石の採取	面積が10,000㎡(都市計画区域にあっては3,000㎡)を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	面積が300㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが1.5m以下のもの
土地の区画形質の変更		面積が300㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが1.5m以下のもの 農林漁業を営むために行うもの(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て及び干拓を除く)

景観形成地域：現在、宍道湖景観形成地域が指定されています。

# 景観の届出はお済みですか？

計画したらまず事前相談を！



島根県  
土木部都市計画課景観政策室

お問い合わせ先

島根県土木部都市計画課景観政策室 電話0852-22-6773・6143

# 景観の届出を建築確認申請の前に行いましょう！

手続きの流れ

